

これだけは知っておきたい


エイズ と 職場

監修：財団法人エイズ予防財団



エイズってなに？

エイズとは、**A**cquired **I**mmuno **D**eficiency **S**yndrome
(後天性免疫不全症候群)の頭文字をとった病名です。
病気に対する体の免疫機能が働かなくなる病気です。



エイズにかかると、
抵抗力がなくなって、健康
なときには問題ないような
病気や感染症にかかりやす
くなってしまいます。

AIDS?

エイズをひき起こすのは
HIVと呼ばれるウイルス

HIVとは、**H**uman **I**mmunodeficiency **V**irus
(ヒト免疫不全ウイルス)の頭文字をとった
もので、1983年に発見されました。このウ
イルスが、白血球の一種であるリンパ球を
破壊し、免疫不全をひき起こします。しか
し、HIVの感染力は弱く、感染ルートも限
られています。

HIV?

HIV感染者とエイズ患者は、今日も世界的な広がりを見せ
ており、2007年末現在のHIV感染者数は、約3,320万人と
推計(UNAIDSの平均値)されています。

エイズは、健康上の大きな問題!

治療法やワクチンの研究が進められていますが、完全な予
防や治療法はまだ見つかっていません。

なぜ、職場で エイズに取り組むの？

職場を通じて 感染拡大を防ぐ

日本の患者・感染者の約9割が20代～50代で、働き盛りの人たちです。職場でパニックを起こさないために、また感染者やその家族を理解するためにも、職場を通じての正しい知識の普及、エイズとの共生に向けての啓発が急がれます。

エイズ対策は、学校や地域社会などに比べ、利害の一致した職場という共同体でこそ効果を発揮しやすいものです。職場からエイズへの正しい認識が広まれば、家庭や子どもへ伝えることも容易になります。

人材の損失 を防ぐ

HIVに感染しても、潜伏期間が長いので10年くらいは健康な人と同じように働きつづけることが可能です。感染者をサポートする体制が整っていれば、偏見や差別で必要な人材を失うことはありません。

社会的経済 効果が大きい

HIVに感染し、発病して死亡するまでにかかる医療費は、1人あたり1,500万円以上といわれます。エイズの予防啓発によって新規感染者を10万人減らすことができれば、1兆5,000億円以上節約できるのです。



職場にもし、感染者がいたら

HIVは、感染経路がはっきりしていますから、一緒に働いていても不安がることはありません。これまでと同様に接しましょう。また、感染者は孤独に陥りやすいので、理解が必要です。



本人が公表していない場合、決して他の人に話さない

感染者であることを打ち明けられたり、偶然ある人が感染者であることを知った場合は、本人が公表していない限り、決して他の人に話してはいけません。社会全体がエイズへの偏見をなくし感染者を支援するようになるまで、ひとりひとりがプライバシー保護に努めましょう。

これまでと変わらない態度で接しましょう

通常勤務できる感染者に対しては、これまで同様の関係を続けましょう。病状が進行しても、他の病気（がん、心臓病など）と同じように接することです。

思いやりを表現し、力になりましょう

感染者は、ちょっとした激励の言葉や、思いやりのある態度に勇気づけられることがあります。職場に誤解や偏見がある場合は、エイズについて正しく理解するよう、働きかけましょう。



これだけは注意してください

感染者の血液が、直接粘膜につかないようにする（皮膚は傷口がなければ心配ありません）。

感染者の血液に触れた場合には、すぐ流水と石鹸で洗い流してください。

感染者が出血した時は、ゴム手袋をして介抱してください。

雇用する側では……

Q

大きな会社では障害者の雇用を義務づけられているはずですが、障害者認定が受けられるということは、HIV感染者も、この障害者の雇用の対象になるのでしょうか。

A

「障害者雇用促進法」では、「障害者認定を受けた HIV 感染者を障害者雇用促進法の対象とし、雇用主に各種の助成処置を講ずる」とされています。

この法律は、障害者に雇用の道を開くために、従業員が常時 56 人以上の規模の企業に 1.8% 以上（職員数 48 人以上の国・地方公共団体は 2.1% 以上など）の障害者雇用を義務づけるもので、この数字を満たさない企業は納付金を納めることになっています。

また、厚生労働省では、HIV 感染者の雇用の問題について検討を続けていますが、感染者を雇用するに際して、次のような「留意事項」をあげています。

- ストレスの多い職場への配置はさけること。
- 定期的な通院・受診ができる時間や休暇が確保できるような配慮をすること。
- 1日に5～6回の規則正しい服薬ができるように、休憩がとれる勤務形態であること。
- 体調に合わせて休養ができるように、年休取得、時間短縮、勤務時間帯の変更など、弾力的な対応が可能であること。
- 本人の意思に反した検査や合理的理由のない情報収集などを行わないこと。
- 本人から相談を受けた場合、どのような経路と範囲で情報の伝達を行い、雇用管理上の配慮をするか明確にしておくこと。
- 従業員の募集に際し、HIV による障害や感染の有無についての情報収集を行わないこと。
- 採用について、HIV による障害や感染が判明した応募者に差別的扱いをしないこと。
- HIV による障害や感染は解雇の理由にならないこと。
- HIV による障害や感染を理由にして本人の意思に反した配置転換などを行うべきではないこと。



感染者は「身体障害者手帳」 を受けられます

「身体障害者手帳」
があれば・・・

検査の結果、もし HIV に感染していることがわかり、申請して「身体障害者」と認定されると、「身体障害者手帳」の交付を受けられます。

- 医療費の助成
- 公的ヘルパーの派遣サービス
- 所得税の控除

などが
受けられます。



役所の窓口や健康保険組合から、近所や職場に自分が感染者であることが分かってしまわないの？

それらの人々の他、人事や給与の担当者は税金の控除や年末調整の際、
知ることのできる立場にいます。

しかし、「感染症法」では…

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」には、以下の罰則が定められています。

- 健康診断や感染症の治療に際して医師が、あるいは届出の受理など職務上において公務員または公務員であった者が知り得た秘密を正当な理由なく他人に漏らした時は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が課せられます。
- 感染症の患者であるとの人の秘密を業務上知り得た者が正当な理由なくその秘密を漏らした時は、6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金が課せられます。

何よりも大切なことは、HIV感染者が安心して治療を受けられる社会を、私たち自身の手でつくっていくことです。



HIV感染者の障害認定基準

(ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害に係わる身体障害認定基準)

1. 障害程度等級

- 1級 ヒト免疫不全ウイルスによる機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
- 2級 ヒト免疫不全ウイルスによる機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
- 3級 ヒト免疫不全ウイルスによる機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの
- 4級 ヒト免疫不全ウイルスによる機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

2. 障害程度等級認定基準・要領(13歳以上)

(1) 障害程度等級認定基準

ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するもの

- 1級 1) CD4陽性Tリンパ球数が200/ μ l以下で表1の6項目以上に該当する状態
- 2) 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態

ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するもの

- 2級 1) CD4陽性Tリンパ球数が200/ μ l以下で表1の3項目以上に該当する状態
- 2) エイズ発症の既往があり、表1の3項目以上に該当する状態
- 3) CD4陽性Tリンパ球数に関係なく表1の1から4までの1つを含む6項目以上に該当する状態

ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するもの

- 3級 1) CD4陽性Tリンパ球数が500/ μ l以下で表1の3項目以上に該当する状態
- 2) CD4陽性Tリンパ球数に関係なく表1の1から4までの1つを含む4項目以上に該当する状態

ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するもの

- 4級 1) CD4陽性Tリンパ球数が500/ μ l以下で表1の1項目以上に該当する状態
- 2) CD4陽性Tリンパ球数に関係なく表1の1から4までの1つを含む2項目以上に該当する状態

(2) 認定要領 省略

表1 検査所見・日常生活活動制限

- ① 白血球数について3,000/ μ l未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
- ② Hb量について男性12g/dl未満、女性11g/dl未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
- ③ 血小板数について10万/ μ l未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
- ④ ヒト免疫不全ウイルスRNA量について5,000コピー/ml以上の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
- ⑤ 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感および易疲労が月に7日以上ある
- ⑥ 健常時に比し10%以上の体重減少がある
- ⑦ 月に7日以上不定の発熱(38℃以上)が2ヵ月以上続く
- ⑧ 1日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある
- ⑨ 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔吐が月に7日以上ある
- ⑩ 表2に示す日和見感染症の既往がある
- ⑪ 生鮮食品の摂取禁止等の日常生活の制限が必要である
- ⑫ 軽作業を超える作業の回避が必要である

表2 日和見感染症

- ① 口腔内カンジダ症(頻回に繰り返すもの) ② 赤痢アメーバ症 ③ 帯状疱疹
- ④ 単純ヘルペスウイルス感染症(頻回に繰り返すもの) ⑤ 糞線虫症&伝染性軟属腫 ⑥ その他

あなたが、もし、



専門医を探し、 定期的に診療を受ける

HIV感染者の治療に経験のある医師や病院を探し、定期的に診療を受けましょう。日常生活で、健康を維持するためのアドバイスも受けてください。



カウンセラー と信頼関係をつくる

エイズ相談機関で、カウンセラーを紹介してもらい、信頼関係をつくりましょう。民間でも、悩み相談を受けたり、アドバイスを行っているグループがあります。

信頼できる 友人に話す

落ち込んだ気持ちや悩みを話せる友人がいれば、いっそう勇気づけられるでしょう。



HIVに感染したら



できれば
仕事を続ける

仕事は、生活の維持にとっても大切です。仕事上で他人へ感染させる心配はありません。

他に感染させないため
次のことに心がける

他の病気で医師の診断を受けるときは、必ず陽性であることを知らせる。

→感染者が適切な治療を受けるためにも大切なことです。

性行為のあった相手に知らせる

→相手の健康のため、また感染拡大を防ぐためにも必要です。

性行為をする場合は、必ずコンドームを使う

→最初から最後まで使いましょう。

献血、臓器提供をしない



